別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第九十六号の二十五を第九十六号の二十六とし、第九十六号の二十四を第九十六号の二十五とし、第九十六号の二十三を第九十六号の二十四とし、第九十六号の二十二の次に次の一号を加える。

九十六の二十三　四―フルオロ―五―｛[(二S)―二―メチル―一・四―ジアゼパン―一―イル]スルホニル｝イソキノリン（別名リパスジル）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、四―フルオロ―五―｛[(二S)―二―メチル―一・四―ジアゼパン―一―イル]スルホニル｝イソキノリンとして〇・四％以下を含有する点眼剤を除く。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

第二条　薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の改正規定中「第四条第五項第四号」を「第四条第五項第三号」に、」を削る。

○農林水産省令第五十二号

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第五項第一号の規定に基づき、特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

農林水産大臣　西川　公也

特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則（平成元年農林水産省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　地域の農産物の利用の促進又は地域の農産物の特色を生かした農産加工品の生産の促進に資するものであること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にされた特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項若しくは第二項又は第四条第一項の承認の申請であって、この省令の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

告　示

○総務省告示第三百二十五号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第百十三号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月二十九日から施行する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣　山本　早苗

表新潟行政評価事務所総務課の項中「新潟市中央区西大畑町五一九一番地　新潟地方合同庁舎」を「新潟市中央区美咲町一丁目一番一号　新潟美咲合同庁舎一号館」に改める。

○総務省告示第三百二十六号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百五十二号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月二十九日から施行する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣　山本　早苗

表新潟行政評価事務所の項中「新潟市中央区西大畑町五一九一番地　新潟地方合同庁舎」を「新潟市中央区美咲町一丁目一番一号　新潟美咲合同庁舎一号館」に改める。

○総務省告示第三百二十七号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第三百九十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月二十九日から施行する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣　山本　早苗

○政治資金適正化委員会告示第六十二号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年九月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
四三一七	小沼　俊哉	四八四三　二六、八、二〇	

○法務省告示第四百十一号

静岡県掛川市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年十月二十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、掛川市役所又は静岡地方法務局掛川支局に照会すること。

平成二十六年九月二十六日

法務大臣　馬場みどり

静岡県掛川市下垂木三千四百九十五番地

荒川　惣平

表新潟行政評価事務所の項中「新潟市中央区西大畑町五一九一番地　新潟地方合同庁舎」を「新潟市中央区美咲町一丁目一番一号　新潟美咲合同庁舎一号館」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年九月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四七一四	二六、八、二九	都築　博
四七一五	二六、八、二九	久川　秀則
四七一六	二六、八、二九	本城　慶光
四七一七	二六、八、二九	三田　徹
四七一八	二六、八、二九	石井　裕之
四七一九	二六、八、二九	佐藤　典哉
四七二〇	二六、八、二九	井上宗一郎
四七二一	二六、八、二九	尾崎　健吾

○法務省告示第四百十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十六年九月二十六日

法務大臣　馬場みどり

住所　栃木県真岡市さくら一丁目三番地18
フェリペ・ケンイチ・ヒサッダ　昭和62年8月18日生

住所　神戸市中央区北野町四丁目七番五号
劉辰煜　昭和43年4月29日生

住所　神戸市北区鈴蘭台東町一丁目七番13―203号
河章宏　昭和58年5月6日生

住所　神戸市中央区八雲通一丁目一番37―402号
金泰仁　昭和61年2月5日生

住所　兵庫県明石市魚住町清水252番地8
杜暁琨　昭和54年4月17日生

住所　静岡県裾野市深良2702番地13
ドリス・ベアトリス・デ・ラ・クルス・キスペ

昭和48年7月7日生